

# 玉野市建築設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 渋川ビジターハウス改修等基本設計・実施設計及び工事監理業務

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 渋川ビジターハウス及び渋川海水浴場市営管理事務所
- (2) 敷地の場所 玉野市渋川2丁目231番地他5筆
- (3) 施設用途 休憩施設

### 3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「●」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

### 4. 設計と条件

#### (1) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ※ 別冊の図面
- ※ 設計業務委託概要
  - ・ 玉野市既存建築物耐震診断業務委託仕様書
  - ・ 玉野市既存建築物耐震補強計画策定業務委託仕様書
  - ・ 基本設計書

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「玉野市建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### a. 基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

##### b. 実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務
- 建築(構造)実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務

(基本設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
	(ii)設計条件の変更等の協議	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	対象
	(ii)計画通知に係る関係機関との打合せ	対象(計画通知不要の場合は対象外)
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		対象
(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
	(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
(5)基本設計図書の作成		対象
(6)概算工事費の検討		対象
(7)基本設計内容の建築主への説明等		委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く

(実施設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1)要求の確認	(i)発注者(主管課)の要求等の確認	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
	(ii)設計条件の変更等の協議	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	対象
	(ii)計画通知に係る関係機関との打合せ	対象(計画通知不要の場合は対象外)
(3)実施設計方針の策定	(i)総合設計	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
	(ii)実施設計のための基本事項の確定	委託者(監督員)が調整、確認を行う業務を除く
	(iii)実施設計方針の策定及び発注者(主管課)への説明	委託者(監督員)が調整、説明を行う業務を除く
(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	対象
	(ii)計画通知図書の作成	対象(計画通知不要の場合は対象外)
(5)概算工事費の検討		対象
(6)実施設計内容の発注者(主管課)への説明等		委託者(監督員)が調整、説明を行う業務を除く

(2) 追加業務の内容及び範囲

a. 積算業務

○ 建築積算

(工事費内訳書[積算数量算出書を含む]の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成)

- 電気設備積算  
(工事費内訳書[積算数量算出書を含む]の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成)
  - 機械設備積算  
(工事費内訳書[積算数量算出書を含む]の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成)
    - ・ 透視図作成
- b. 計画通知(建築基準法第 18 条第 2 項)関係業務
- 計画通知手続き業務
  - 建築基準法等関係法令(バリアフリー法、省エネルギー法等)に基づく各種申請手続き業務

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

### (2) 適用基準等

本業務には次に掲げる技術基準等を適用する。なお、最新版を適用するものとし、必要に応じて加除する。

#### a. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 建築物解体工事共通仕様書
- 木造建築工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 岡山県建築物耐震対策等基本方針

#### b. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 建築設備設計計算図書作成の手引

c. 積算(共通)

- 建築数量積算基準・同解説
- 公共建築工事積算基準

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (a) 設計実施工程表(様式任意)
- (b) その他、監督員の指示する事項

(4) 貸与資料等

貸与資料名	適用
既存建築物設計図書	渋川海岸休憩施設新築工事
〃	渋川海水浴場市営事務所新設工事

貸与場所、貸与時期、返却場所、返却時期は監督員の指示による。

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲[ 基本設計書提出 ] 履行期限(平成 29 年 11 月 25 日)
- b. 概算工事費の提出 提出期限(平成 29 年 11 月 25 日)
- c. 成果物の取り扱いについて

設計された原図、その他の成果品の著作権は市に帰属し、当該施設に係る工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

3. 成果物、提出部数等

受注者は業務が完了したときは、遅滞なく成果物を提出しなければならない。

成果物は表 1 に示す内容にて提出すること。電子データについて表によらないものは下記の要領を標準とする。

- 1. 国土交通省 建築設計業務等電子納品要領(案)
- 2. 国土交通省 建築 CAD 図面作成要領(案)

[基本設計書]

(表 1)

提出物の種類	様式	部数	内容
(1)計画図	印刷物 PDF データ 電子データ	3	電子データについては作図等に使用するソフトについて係員の承諾を得たうえ、汎用性のあるファイル形式とする。
(2)工事費概算書	印刷物 PDF データ 表計算データ	3	表計算ソフトデータは Excel を標準とする。
(3)概略工程表	印刷物 PDF データ	3	
(4)計画説明書	印刷物 PDF データ	3	所有区分、管理体制、各種動線等を明記し、利用形態を分かりやすく表現すること。また、各種工法、方式について必要に応じ比較検討書を作成すること。

[実施設計書]

(表 1)

提出物の種類	様式	部数	内容(ア、イ、ウ…は製本順序)
(1)設計図 特記仕様書含む	印刷物(※) PDF データ	1	入札閲覧用
	CAD データ	1	・JW-CAD で作成した場合：オリジナル形式 ・JW-CAD 以外で作成した場合：オリジナル形式+DXF 形式
(2)内訳書	印刷物(※) PDF データ	1	入札閲覧用(金額抜き)
	表計算データ	1	表計算ソフトデータは Excel を標準とする。
(3)構造計算書 設備設計計算書	印刷物 電子データ (PDF 等)	1	
(4)積算資料	印刷物 電子データ (PDF 等)	1	積算算出書 代価表 見積書 等
(5)計画通知及び 消防関係諸届 申請用設計図書	印刷物 電子データ (PDF 等)	必要 部数	ア 申請書 イ 設計図 (法令で要求されるもの)
(6)庁内決裁用 設計図書	A-4 版装丁	1	ア 内訳書—金額記入 イ 特記仕様書 ウ 設計図(A4 版折：係員の指示による) エ その他施工上必要な書類
(7)製本図面	原図製本	3	原図(A1)サイズで 1/2 折製本 表紙及び背表紙に工事名と用途(契約用、監理用、所管課用)を記載
	縮小製本	3	A3 サイズに縮小し 1/2 折製本 表紙及び背表紙に工事名と用途(契約用、監理用、所管課用)を記載

(※) 設計図、内訳書の PDF データについて、工事費 40,000(千円)未満(税抜き)の場合は印刷物 10 部の提出とする。